

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 9 件

北海道厚生年金 事案 4747

第1 委員会の結論

総務大臣から平成25年5月17日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、当該あっせんによらず、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を元年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月15日から同年6月1日まで
申立期間は、B社から同社の関連事業所であるA社に移籍となった時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、雇用保険の被保険者記録及びC企業グループの総務人事関係事務を行っているD社から提出された申立人に係る人事記録簿並びに申立人と同時期に移籍したとしている同僚から提供された給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し（B社からA社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められること、また、オンライン記録によると、A社は、平成元年6月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できるところ、D社は、「A社の設立当初であった申立期間当時は、B社から給与を支払い、継続して厚生年金保険料を控除していたが、A社が厚生年金保険の適用事業所になる前に、誤って、B社における同保険の被保険者資格を喪失させる手続を行ってしまったものと考えられる。」と回答していることから判断すると、A社が厚生年金保険の適用事業所になる前に同社に移籍した者につい

ては、B社において同保険の被保険者とする取扱いを行っていたものと認められること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、25年5月17日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後に、B社及びA社に係る別の申立てにおいて、申立人と同時期にB社からA社に異動した同僚から提出された預金通帳の写しにより、当該同僚は、平成元年3月24日に、A社から給与が支給されたことが確認できることから、申立人の申立期間における給与についても、同社から支給され、当該給与から厚生年金保険料が控除されていたものと認められる。

一方、前述のとおり、A社は、平成元年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないが、商業・法人登記簿謄本によると、同社は、同年3月15日に設立されていることが確認できる上、雇用保険の被保険者記録により、同社において、同日付けで同保険の被保険者資格を取得している者が5人確認できることから、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成元年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、A社が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、同社は、申立期間において、適用事業所の要件を満たしながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 4748

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月1日から同年7月1日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い。
申立期間は、A社（現在は、B社）C工場から同社の運輸部門が独立したA社に異動した時期であり、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C工場から申立事業所であるA社に異動となった経緯、申立期間当時の勤務状況に関する申立人の具体的な供述及び同時期に両社間を異動したとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（昭和37年6月1日にA社C工場からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和37年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

一方、事業所名簿によると、A社は、昭和37年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において、同保険の適用事業所となっていないものの、商業・法人登記簿謄本によると、同社は、申立期間当時、法人事業所であり、同僚の雇用保険被保険者記録によると、5人以上の従業員が常時

勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が保存されておらず不明としているが、上記のとおり申立期間において、A社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を8万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 30 日
年金記録によると、A社から支給された賞与について、申立期間の記録が無いので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する賞与明細書により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書の厚生年金保険料控除額から、8万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を、社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道国民年金 事案 2313 (旭川国民年金事案 660 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年9月まで

前回の申立てにおいて、記憶は定かでないが、婚姻前は、A市で国民年金に加入し、同市役所で国民年金保険料を納付していたと思う。婚姻後は、当時、隣に住んでいたB警察署長の妻と一緒にC市役所で間違いなく保険料を納付していた。離婚後は、余り記憶に無いが、年金に対する意識は低くなかったため、再婚するまではC市役所又はD市役所で保険料を納付していたと思う。しかし、申立期間の国民年金保険料が未納とされていたので、保険料を納付していたことを認めてほしいと申し立てたが、年金記録の訂正は必要でないと判断された。

今回、新たな証言者を思い出したので、前回申立期間のうち今回の申立期間に係る昭和36年4月から44年9月までの期間について、再度申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、今回の申立期間のほかに、昭和59年1月から同年12月までの期間及び平成6年4月から11年2月までの期間と合わせて計173か月の申立てを行ったが、今回の申立てに係る期間については、i) 申立人は、国民年金への加入手続時期、国民年金手帳の交付の有無、申立期間のうち、昭和38年4月から43年10月までの期間を除いて国民年金保険料納付に関する記憶が明確でないほか、申立期間は長期間であり、長期間にわたり複数の行政機関が事務処理を続けて誤るとは考え難いこと、ii) 申立人は、申立期間のうち、38年4月から43年10月までの期間については明確に記憶があり、隣人であったB警察署長の妻と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、E警察本部の回答によれば、申立人の記憶している同署長の氏名に一

致する者がB警察署員であった記録が確認できるものの、申立人は同署員の妻の氏名は記憶しておらず、証言を得ることができないことから、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な証言が得られないこと等を理由として、他の2つの申立期間と併せて、既に年金記録確認旭川地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成25年3月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料1,200円を40年4月頃に、41年4月から同年12月までの保険料900円を同年12月頃にそれぞれ知人に預けて、C市役所でその保険料を納付するよう同人に依頼したことを思い出したとして、前回申立期間のうち申立人が同市に住んでいたと記憶する申立期間についてのみ再申立てを行っている。このことについて、申立人が保険料の納付を依頼したとする知人に照会したところ、同人は、依頼を受けて保険料の納付を行ったことはあるが、保険料の納付期間及び納付時期については覚えていないとしている上、1回に預かったとする保険料額は2万円ぐらいとしており、申立人が同人に納付を依頼したとする保険料額と大きく相違していることから、申立人が、納付を依頼したとする保険料は、当該期間の国民年金保険料であったとは認め難い。

以上のことから、再申立てに係る申立人の主張は、年金記録確認旭川地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 2314

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から同年12月まで
申立期間について、私は無職であったが、母が、私の国民年金保険料を納付してくれていた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、申立人の母が行っていたとしているが、国民年金に加入すると付与される国民年金手帳記号番号が申立人に払い出された形跡が見当たらない上、申立期間当時、申立人が住所を定めていたA区において、申立人の国民年金被保険者記録も確認できないことから、申立人は、申立期間について、国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の母は、申立人の国民年金の加入手続を郵便局で行ったと述べているが、郵便局では同手続を行うことはできず、年金手帳を交付された記憶が無い上、国民年金保険料の納付についても郵便局で行ったと述べるのみで、納付時期及び納付した保険料額等についての具体的な説明を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月1日から44年12月1日まで

昭和42年8月20日から44年12月1日までA社のB支店に勤務し、土地の売買をしていたが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、43年12月1日となっており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿によると、A社は、昭和42年5月25日にC社に名称変更し、44年3月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間のうち同日以降は適用事業所でなかったことが確認できる上、商業・法人登記簿謄本により、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる者に照会したところ、「申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料はないが、厚生年金保険の資格を喪失した以降に、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考えられない。」と回答している。

また、申立人及び申立人が名前を挙げた同僚の記憶により、A社のB支店で勤務していたことが確認できた同僚15人（申立人を除く。）のうち、生存及び所在が確認できた6人に照会したところ、唯一回答が得られた者は、申立人の退職時期について記憶しておらず、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料控除をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、上記同僚15人は、いずれも申立人と同日の昭和43年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を

喪失していることが確認できる上、申立人は、そのうちの7人とはA社のB支店が閉鎖するまで一緒に勤務していたとすると、オンライン記録によると、当該7人のうち少なくとも3人は、同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから2か月以内に、別の事業所において同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、事業所名は不明であるが、離職日が昭和43年12月28日と記録されており、これはA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失月と符合する。

その上、オンライン記録によると、申立人は申立期間において国民年金に加入しており、そのうち昭和44年5月から同年9月までの期間については、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4751 (事案 1905 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月 31 日から 57 年 2 月 1 日まで

申立期間は、A社又はB協業組合に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと第三者委員会に申し立てたが、同委員会から認められないとの通知をもらった。

申立期間当時、同様に勤務していた義弟は、申立期間について、第三者委員会に申立てを行い、B協業組合において厚生年金保険の被保険者であったことが認められているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立期間において雇用保険の被保険者記録が確認できないこと、ii) オンライン記録によると、A社は、昭和 56 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できるとともに、同社の事業主であった申立人は、「当時の資料は、何も残っていない。」と供述している上、B協業組合についても、既に解散していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができないこと、iii) 申立人が、A社及びB協業組合の同僚として名前を挙げた唯一の同僚で、申立人の義弟でもある者は、「申立人は、当時、両社のいずれかに勤務していたと思うが、厚生年金保険料の控除については承知していない。」と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかったこと、iv) 複数の同僚は、「申立人は、申立期間当時に副業に失敗し、資

金繰りに困っていた。」と供述しており、当時、申立人が代表取締役を務めていたA社の経営状況が良くなかった状況がうかがえること、v) 申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成22年3月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料を提出することなく、「申立期間の年金記録の訂正は必要でないとする第三者委員会の決定に納得できない。申立期間当時、同様に勤務していた義弟は、第三者委員会に申立てを行い、B協業組合において厚生年金保険の被保険者であったことが認められている。」と主張している。

しかしながら、前述のとおり、当初の申立てにおいて、申立人の義弟からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった上、当該申立人の義弟は、申立期間のうち、昭和56年9月1日から57年2月1日までの期間について、B協業組合における雇用保険の加入記録が確認できる一方、申立人については、申立期間における同協業組合での同保険の加入記録が確認できないことから、当時、同協業組合では、申立人及び申立人の義弟の厚生年金保険の適用について、同様の取扱いを行っていたとは認められず、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、申立期間において、同社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人の妻は、「申立期間当時、夫は、A社の事業主であった。」と供述している。

また、B協業組合に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、申立期間のうち昭和56年9月12日から57年2月1日までの期間について、同組合の代表理事であったことが確認できる上、当時の理事及び同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間及びその前後の期間において厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の者は、「申立人は、申立期間及びその前後の期間、継続してB協業組合の代表者であった。同組合の運営は、申立人に一任されていた。」と供述している。

これらのことから判断すると、申立人は、特例法第1条第1項ただし書にいう特例対象者に該当する者であり、仮に、申立人の申立期間における厚生年金保険料がA社又はB協業組合の事業主により給与から控除されていたことが

認められる場合であっても、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4752

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 10 月頃から同年 11 月頃まで
申立期間は、A社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び部長の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成 15 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は、「当時の資料を保管していないことから、詳細な事実是不明である。A社では、従業員の採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いであったが、申立期間当時は、事業の資金繰りが悪化していた時期であったため、申立人を厚生年金保険に加入させていたかどうかまでは分からない。」と回答している。

また、申立人は、「当時、A社は、従業員の給与を支払えなくなっていたため、部長が給与を支払っていた。当時、12 万円の給与を現金で受け取ったが、給与明細書は無かった。」と供述しているところ、当該部長は、「申立期間は、A社が倒産する直前の時期であり、会社は給与を支払えなくなっていた。私は、預金などを取り崩し、申立人を含む数人の従業員が生活するために必要な最低限度のお金を用意して分配した。私は、事務担当者でないので、社会保険等の手続や厚生年金保険料の控除については分からない。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる 3 人（前述の事業主及び部長を除く。）に照会し、一人から回答が得られたものの、同人からは、申立人の申立ての事実を裏付ける供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4753 (事案 3585 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月1日から59年8月1日まで

A社に昭和55年秋頃からアルバイトとして乗務し、1年ぐらい経って本採用となったが、厚生年金保険の加入記録が59年8月1日からとなっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと第三者委員会に申し立てたが、同委員会から認められないとの通知をもらった。

今回、当該事業所から昭和54年3月に受け取った表彰状が見つかったので、申立期間を変更した上で、再度、申し立てることとした。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 複数の同僚の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、A社に勤務していたことが推認できるが、同社では、「厚生年金保険の加入状況に係る記録は、過去15年分ほどしか保存しておらず、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況については確認できない。」と回答していること、また、B協会も、「申立期間当時、申立人が勤務していたことが確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できないこと、ii) 申立人が名前を挙げた同僚3人、オンライン記録により申立期間において当該事業所で厚生年金保険被保険者資格が確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた10人の計13人に照会したところ、7人から回答が得られたものの、いずれの者からも、申立人の申立内容に係る具体的な供述を得ることができなかったこと、iii) 申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録は、オンライン記録と合致している上、上記13人の同僚のうちの11人について、当該事業所に

係る雇用保険の資格取得日とオンライン記録による厚生年金保険の資格取得日が合致していることが確認できること、iv) 申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年3月31日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間を変更した上で、昭和54年3月に当該事業所から受け取った表彰状を提出し、「この当時から勤務していたことの証明となる。」と主張しているが、当該事業所は、「この表彰状は、当社が発行したものであるが、この表彰状からは、当時の厚生年金保険の適用状況を判断することはできないので、前回の回答のとおり、申立期間における申立人の厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除については分からない。」と回答している。

また、申立人から新たに名前が挙がった同僚5人のうち、生存及び所在が確認できた4人に照会し3人から回答を得られたものの、いずれの者からも、申立人の申立内容に係る具体的な供述を得ることができなかった上、当該同僚5人のうち当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できた4人の資格取得日は、オンライン記録による厚生年金保険の資格取得日と合致していることが確認できる。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4754

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月から同年 10 月まで
② 昭和 41 年 11 月から 45 年 3 月まで

申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、それぞれ勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社における勤務状況に関する供述及び同期入社であったとする複数の同僚の供述から判断すると、退職時期の特定はできないものの、申立人は、申立期間①において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、平成 10 年 8 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業・法人登記簿謄本により、同年 9 月 28 日に清算終了となっていることが確認できるとともに、当時の役員で、かつ、事業所解散時の事業主は、「申立人のことは知らない。また、当時の資料は保存していない。」と回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態並びに厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間①において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた同僚 10 人に照会し、6 人（申立人と同期入社であったとする同僚二人を含む。）から回答が得られたものの、いずれの者も、「申立人の厚生年金保険の取扱いについ

ては分からない。」と供述しており、申立人の申立ての事実を裏付ける供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人と同期入社であったとする同僚二人について、厚生年金保険と雇用保険の被保険者記録をそれぞれ確認したところ、いずれの者も、雇用保険に加入した数か月後に厚生年金保険に加入していることが確認でき、当該事業所では、従業員の入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがわれる。なお、申立人の雇用保険の被保険者記録を確認したが、これらの同僚とは異なり、申立期間①に係る被保険者記録は確認できなかった。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票を確認したところ、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

2 申立期間②について、申立人のB社における勤務状況に関する供述及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間②に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当時の事業主は死亡しており、当時取締役で現在の事業主は、「申立人のことは知らない。また、当時の資料も保管していない。」と、回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態並びに厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、当時の役員一人、当該事業所の被保険者原票により、申立期間②において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた同僚6人の合計7人に照会し、全員から回答が得られたところ、そのうち4人は、「申立人を知らない。」と回答し、残りの3人は、申立期間②において申立人が勤務していたことを証言しているものの、いずれの者も、「申立人の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と供述しており、申立人の申立ての事実を裏付ける供述を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票を確認したところ、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、申立期間②に係る健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月から 58 年 4 月 30 日まで

申立期間は、A市B区にあったC社で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料は無いが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするC社は、事業所名簿及びオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、当該事業所の所在地を管轄する法務局において、商業・法人登記簿を確認したが、C社の名称での登記は見当たらない上、その所在地を区域とする経済団体に照会したものの、「申立期間当時、C社の名称で会員企業であった記録は確認できない。」と回答している。

さらに、申立人は、事業主の名前と当時の年齢を記憶していたことから、オンライン記録を確認したところ、同姓同名でほぼ同年齢の者が一人確認できたものの、同人は既に死亡しており、名前を挙げた同僚二人については姓のみしか記憶しておらず、個人を特定することができない上、申立期間当時に同居していたとして名前を挙げた者からも協力が得られないことから、当該事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

なお、申立期間当時の住宅地図により、申立人が記憶する当該事業所の所在地に名称が類似する「D社」という事業所が存在していたことが確認できたものの、同社は、事業所名簿及びオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無い上、商業・法人登記簿でも登記は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4756

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 7 月 29 日から 20 年 8 月 15 日まで
A社B事業所の厚生年金保険の被保険者記録によると、昭和 19 年 7 月 29 日資格喪失となっているが、終戦まで勤務していたと思うので調べてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の四女が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の継承会社であるC社に申立期間に係る申立人の勤務実態等について照会したところ、「当時の資料は残されていない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態並びに厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）によると、当該事業所における申立人の同保険の被保険者資格取得日は昭和 18 年 9 月 23 日、同喪失日は 19 年 7 月 29 日となっており、この記録は、オンライン記録と一致している。

さらに、当該事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人と同日の昭和 18 年 9 月 23 日に当該事業所において被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた 6 人に照会したところ、4 人から回答が得られたものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4757

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで

A社を平成 8 年 3 月 31 日に退職したが、年金記録によると、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

保管している給与支給明細書によると、平成 8 年 3 月分の厚生年金保険料が給与から控除されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 8 年 3 月 30 日及び 31 日は、土曜日、日曜日であったため両日とも勤務はしていないので、最終勤務日は、同年 3 月 29 日の金曜日であった。」と供述しているところ、A社の当時の取締役で社会保険事務の責任者であった部長は、「当時の資料は保存されていないが、当社の定休日は、土日祝日であった。月末の退職予定者については、月末が当社の定休日に当たる場合には、勤務しなければならない特別の事情が無い限り、その退職日は、当該月の最終営業日としていた。」と回答している上、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、同社を同年 3 月 29 日の金曜日に離職していることが確認でき、この記録は厚生年金保険の被保険者資格喪失日（当該離職日の翌日）と一致している。

また、申立人から提出された平成 8 年 3 月分の給与支給明細書により、申立人は、1 か月分に相当する厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるが、前述の部長及び申立期間当時、A社B本社で経理事務を担当していたとする複数の者は、「給与は 20 日締めで 25 日払いで、厚生年金保険料は、翌月控除であった。」と供述しており、このうち社会保険及び給与事務を担当していたとする者は、「平成 8 年 3 月分の給与で天引きされている厚生年金保

険料は、同年2月分である。申立人の場合は、同年4月分の給与が最終給与となると思われるが、同年3月31日に在籍していないので、同年4月分の給与から同年3月分の同保険料を控除されていなかったと思う。」と供述している。

さらに、申立期間前後、申立人と同じ営業所に勤務していた同僚からは、申立人の申立ての事実を裏付ける供述を得ることができなかった。

加えて、A社が加入していたC健康保険組合D支部から提出された健康保険被保険者適用台帳及びE厚生年金基金から提出された加入員データの写しによると、申立人の資格喪失日はいずれも平成8年3月30日であることが確認でき、これは、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4758（事案 1173、3583 及び 4246 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 7 月 15 日から 42 年 1 月 4 日まで
② 昭和 43 年 12 月 12 日から 44 年 1 月 5 日まで

申立期間①及び②については、A社（現在は、B社）C出張所に勤務していたので、第三者委員会に申し立てたが、記録訂正は認められないとのことであった。

当時の同僚で証言してくれそうな人の名前を挙げるので、再度調査し、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①と一部重複する昭和 40 年 9 月から 41 年 12 月までの期間について、今回の申立事業所とは異なるD社に係る年金記録の訂正を求めて申立てを行ったが、i) 商業・法人登記簿謄本によると、D社は、平成 17 年 8 月 31 日に解散しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができないこと、ii) 事業所名簿によると、当該事業所は昭和 40 年 9 月の時点では厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、適用事業所になる前から当該事業所が厚生年金保険料を給与から控除していたとは考え難いこと、iii) いずれの同僚からも申立内容に係る具体的な資料及び供述が得られなかったこと、iv) 申立期間において申立事業所での雇用保険の加入記録が確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 8 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、A社C出張所における申立期間①及び②に係る雇用保険の加入記録が確認できたことから、当該期間について厚生年金保険の被保険者資格を認めてほしいと再申立てを行ったが、i) A社C出張所は、平成 6 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、B社は、「申

立期間①及び②における申立人の厚生年金保険の加入状況については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険の適用状況について確認できないこと、ii) 申立人が名前を挙げた同僚5人及びオンライン記録により申立期間①及び②において当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚8人の計13人に照会し、10人から回答が得られたものの、申立人の申立内容に係る供述が得られなかったこと、iii) 当該事業所において雇用保険の加入記録が確認できた5人(申立人を除く。)のうち4人が、雇用保険の加入期間に厚生年金保険の被保険者記録が無い期間が認められ、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格と雇用保険の被保険者資格の取得時期が相違する者が複数いたことがうかがえること、iv) 前回の申立てにおいて、申立人が新たに名前を挙げた同僚及び申立人と同時期に当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したものの、申立期間①及び②における申立人の厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について新たな供述は得られず、これらの同僚の雇用保険及び厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立人と同様に、雇用保険の被保険者資格を取得してから一定期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が複数存在する上、申立人と同日の昭和42年1月4日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる3人について、申立人は、「いずれの者も私より先に勤務していた。」と供述していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年3月31日付け及び同年12月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たに当時の同僚3人の名前を挙げていることから、このうち所在が確認できた二人に照会し回答が得られたものの、「申立人のことは知っているが、申立人がいつから厚生年金保険に加入したのか分からない。」と回答しており、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の適用及び保険料控除をうかがわせる供述は得られなかった。

また、当該二人のうち一人は、当該事業所において3回勤務しているが、このうち2回については、雇用保険の被保険者資格の取得後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが両保険の被保険者記録により確認できることに加え、これまでの調査における同僚の両保険の加入状況も踏まえると、当該事業所では、従業員について、一律に、厚生年金保険と雇用保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。